

横浜国立大学大学院教育学研究科『教育デザイン研究』の発行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜国立大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）が、研究科の研究活動の推進を図り、もって学術の向上及び地域教育に貢献することを目的として発行する横浜国立大学大学院教育学研究科教育デザイン研究（以下「教育デザイン研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育デザイン研究の発行)

第2条 教育デザイン研究は、原則として年1回、1月末に発行する。

2 教育デザイン研究は、次の各号に掲げる論文、報告並びに研究及び調査（以下「論文等」という。）を掲載する。

- (1) 研究科担当教員、研究科在学生及び研究科修士の教育デザインに係る論文等
- (2) 神奈川県内の学校及び教育機関関係者の論文等
- (3) その他研究科の教育研究上の目的に則した論文等

3 教育デザイン研究に掲載された論文等は、原則として研究科のウェブサイト等でも公開する。

(論文等の利活用の権利)

第3条 教育デザイン研究に掲載された論文等について、出版、翻訳、抄録、複写、デジタル化及びネットワーク上への提供その他教育デザインの利活用に係る全ての権利は、研究科に帰属する。

(編集委員会)

第4条 教育デザイン研究の編集及び発行に関する業務を行うため、横浜国立大学大学院教育学研究科教授会規則（平成19年規則第134号）第8条の規定に基づき設置された横浜国立大学大学院教育学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）に教育デザイン研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、運営委員会から選出された委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 委員長は、教育デザイン研究の編集及び発行に関する業務を統括する。

(編集委員会の審議事項)

第5条 編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 編集及び発行計画に関すること
- (2) その他編集委員会が必要と認める事項

(論文等の寄稿の依頼)

第6条 寄稿による論文等は、予め運営委員会で決定した編集の方針に基づき、運営委員会で決定した者に執筆を依頼する。

2 第2条第2項第1号の論文等のうち、教育デザインに係る報告の寄稿は、各専門領域の運営委員会委員を通じて執筆者に依頼する。

3 第2条第2項第2号及び第3号の論文等の寄稿は、運営委員会委員長が文書で執筆者に依頼する。

4 巻頭言の寄稿の依頼については、前項に準ずる。

(論文等の投稿)

第7条 論文等の投稿の要領については、研究科が別に定める。

(投稿論文の審査等)

第8条 投稿された論文等は、運営委員会が選出する審査者2名が査読し、運営委員会が定める審査基準によって評価を行う。

2 教育デザイン研究への論文等の掲載は、運営委員会が決定する。

(論文等の内容の変更)

第9条 編集委員会及び審査者は、投稿及び寄稿された論文等について、執筆者との協議により、内容の変更を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育デザイン研究の発行に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。